

部会資料 27 からの変更点等の説明

第 2 部 取締役等に関する規律の見直し

第 1 取締役等への適切なインセンティブの付与

1 取締役の報酬等

(1) 報酬等の決定方針

次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下(1)において同じ。）の報酬等（第361条第1項に規定する報酬等をいう。以下1において同じ。）の内容として定款又は株主総会の決議による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項（以下1において「報酬等の決定方針」という。）を決定しなければならないものとする。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでないものとする。

ア 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

イ 監査等委員会設置会社

（注1） 第361条第4項中「第1項第2号又は第3号」を「第1項各号」に改めるものとする。

（注2） 第399条の13第5項各号に掲げる事項に、報酬等の決定方針の決定を追加するものとする。

（補足説明）

報酬等の決定方針には、例えば、取締役の個人別の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率に係る決定の方針、業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の方法（代表取締役に決定を再一任するかどうか等を含む。）の方針等が含まれるものと考えられる。そして、取締役の報酬等について定款に定めていないときは、株主総会の決議によって定める（第361条第1項）とする規律を前

提とすると、報酬等の決定方針は、定款又は株主総会の決議による定めを受けて取締役会等が取締役の報酬等の内容を定めるに際しての方針であると位置付けられることから、本部会資料においては、そのような位置付けを明確化する観点から概要以下のとおりの修正をしている。

まず、報酬等の決定方針は、定款又は株主総会の決議による取締役の報酬等についての定めに基づき決定しなければならないものであることを明確化している。

また、このように報酬等の決定方針の位置付けを整理すると、議案を提出した際には、当該議案が可決された場合における報酬等の決定方針はいまだ存在せず、未確定の報酬等の決定方針について株主総会における説明義務を課することが困難であることから、そのような明文の規定は設けないものとしている。もっとも、取締役が報酬等について議案を提出した場合において、当該議案の可決後、取締役会等が報酬等の決定方針を定めることが想定されるときは、当該報酬等の決定方針の内容としてどのようなことを想定しているかということは、株主が当該議案についての賛否を決定する上で重要な情報であると考えられるし、当該議案の内容の合理性や相当性を基礎付けるものであると考えられる。現行法上、当該議案が不確定額又は非金銭である報酬等についてのものであれば、特段の手当を要せずに第361条第4項により説明が必要となるものと考えられるが、これまでの当部会における議論を踏まえると、当該議案が確定額である報酬等についてのものであっても同様の規律を及ぼすべきであると考えられる。そこで、(注1)においては、第361条第4項中「第1項第2号又は第3号」を「第1項各号」に改めるものとしている。